

会 議 記 録

会議名称		第 1 2 回 杉 並 区 環 境 審 議 会	
日 時		平成15年3月28日(金) 9時30分~12時30分	
場 所		杉並区役所西棟 第5、6会議室	
出席者	委 員	丸田会長、山田副会長、赤沼副会長、くれまつ委員、花形委員、長津委員、本橋委員、岩橋委員、高橋委員、秋田委員、山室委員、鈴木委員 (12名)	
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、公害対策係長、清掃管理課長 都市計画課長、計画担当係長、建築課長、 公園緑地課長、みどりの係長、	
傍聴者数		5名	
配布資料	事 前	第11回会議記録 (案)	資料 1
	当 日	騒音規制法等三法の政令指定による特別区への権限移譲について 平成14年度第3回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書 杉並区環境基本計画の改定について 「環境博覧会すぎなみ2003」の開催について 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について 放射5号線建設事業に環境影響評価書案に対する意見 (仮称)ELSA浜田山新築工事 (仮称)ELSA浜田山新築工事 都営住宅14-104東(堀ノ内三丁目第2)工事 学校法人専修大学附属高等学校新校舎建設工事 (仮称)ELSA浜田山に係る指定作業場(駐車場)の届出 杉並区みどりの基金運営要綱の制定について(報告)	資料 2 資料 3 資料 4 資料 5 資料 6 資料 7 資料 8 資料 9 資料 10 資料 11 資料 12 資料 13
会議次第		<p>1 第12回環境審議会</p> <p>(1) 第11回会議録の確認</p> <p>(2) 一般報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">騒音規制法等三法の政令指定による特別区への権限移譲について</p> <p style="padding-left: 20px;">杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">杉並区環境基本計画の改定について</p> <p style="padding-left: 20px;">杉並区地域省エネルギービジョンの策定について</p> <p style="padding-left: 20px;">「環境博覧会すぎなみ2003」の開催について</p> <p style="padding-left: 20px;">杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について</p> <p style="padding-left: 20px;">杉並区みどりの基金運営要綱の制定について</p> <p>(3) 一定規模以上の開発等に関する報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(仮称)ELSA浜田山新築工事</p> <p style="padding-left: 20px;">都営住宅14-104東(堀ノ内三丁目第2)工事</p> <p style="padding-left: 20px;">学校法人専修大学附属高等学校新校舎建設工事</p> <p style="padding-left: 20px;">(仮称)ELSA浜田山に係る指定作業場(駐車場)の届出</p> <p>(4) 放射5号線建設事業に係る環境影響評価書案に対する意見について</p> <p>(5) その他</p> <p>(6) 次回日程</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 会議の内容 および 主要な発言 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第11回会議録の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認 2 騒音規制法等三法の政令指定による特別区への権限移譲について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた 3 杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた 4 杉並区環境基本計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた 5 杉並区地域省エネルギービジョンの策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた 6 「環境博覧会すぎなみ 2003」の開催について <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日程及び実行委員会の設置について説明 7 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた 8 杉並区みどりの基金運営要綱の制定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた 9 一定規模以上の開発等に関する報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた 10 放射5号線建設事業に係る環境影響評価書案に対する意見について <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に取りまとめた意見について説明し他の意見を求めた ・ 玉川上水としての幅員はきちっと確保し、遊歩道が連続できるように考えてほしい ・ 「車ありき」の計画そのものを今後もう少し見直していくことも必要ではないか 11 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた 12 次回日程 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月27日（火）午前
--	---

第12回環境審議会発言要旨 平成15年3月28日(金)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>定刻になりましたので、第12回杉並区環境審議会の開会をお願いします。本日は浅岡委員、佐藤委員、横倉委員からご欠席の連絡をいただいています。この時点で12名の委員のご出席をいただいていますので、杉並区環境審議会は有効に成立していることを、ご報告申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまから、第12回杉並区環境審議会を開催します。皆様方にはご多忙のところ、また朝早くからお出でいただきまして、ありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は放射5号線の建設事業に係る環境影響評価書案に対する意見ということで、事前に皆様方にご説明申し上げて、ご意見等も頂戴しています。大事な議題もございまして、大変中身の濃い審議会になっているわけです。時間のほうも大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、第11回会議記録の確認をさせていただきます。事前にお手元に配布いたしまして、ご意見を頂戴したわけですが、よろしいですか。</p> <p>(了承)</p>
会長	<p>ありがとうございました。では案を取って記録にさせていただきます。</p> <p>3の議事に入りまして、逐次、進めさせていただきます。まず騒音規制法等三法の政令指定による特別区への権限委譲について、事務局からよろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>騒音規制法等三法の政令指定による特別区への権限委譲につきまして、ご報告申し上げます。騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の三法に基づく規制事務は、既に区長の権限として区のほうで行っているわけですが、このたび、騒音規制法施行令等の一部を改正する政令が公布になり、この4月から、これまで都道府県知事の権限に属していた事務の一部を、区長が行うことができるようになります。これは、「第二次東京都地方分権推進計画」に基づきまして、都区間で事務の委譲について調整・協議を行ってきた結果、行われるものです。</p> <p>資料-2をご覧ください。表にありますように、今回、それぞれの法律の規定される権限のうち、今回、委譲される事務という表の中の内容について、区長が行うことができるようになるということです。具体的には、例えば表中の騒音規制法をご覧くださいと思いますが、地域の指定の設定・解除、規制基準の設定及び廃止、その公示、自動車騒音の常時監視と環境大臣への報告、自動車騒音の状況の公表、関係行政機関の長に協力を求め、騒音の防止に関して意見を述べること等です。これは振動規制法、悪臭防止法についても、ほぼ同じような内容について、区長の権限になるということです。</p> <p>地域の指定ですが、これは現在、杉並区全域がこの指定をされていて、一定の規制基準の網がかかっているという状態になっています。今後、とりあえずは当面、東京都がこれまで行っていた、いま申し上げた地域の指定の設定とか規制基準の設定については、それを引き継ぐ形で区長の権限として、きちんと公示をして引き継いでまいりたいと考えています。それだけ区長の権限が増えたということで、ご承知おきいただければと思います。この権限委譲の件については以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご質問等、ございますか。どうぞ、ご自由をお願いします。よろしいですか。それでは(1)については了承したということにします。次に(2)の杉並区中継所に関する環境モニタリング調査結果報告について、ご説明をお願いします。</p>
環境課長	<p>続きまして、平成14年度第3回杉並中継所に関する環境モニタリング調査の結果につ</p>

	<p>いて、ご報告いたします。この調査は14年度に4回行ううち、今回、ご報告するのは第3回です。調査日については資料-3をご覧ください。表紙をめくると1頁に調査日・地点、項目などが書かれています。調査日は昨年(13年度)の11月14日と22日です。これまで中継所に関する環境モニタリング調査については、そのたびに順次、ご報告をしていますので、今日は報告書の7頁をご覧ください。ここに今回の調査結果のまとめが記載されています。</p> <p>の排気・大気関係で、これはダイオキシンを除くものですが、今回の調査では今年度第1回、第2回調査と比べて、全体的に低濃度の結果となっています。前回までの調査結果で、平成13年度の調査時の最大値を比較的大きく超えていたトリクロロエタンとジクロロメタンなども低い濃度となっています。東京都環境確保条例による規制基準のある11物質については、すべて基準値以下の濃度でした。</p> <p>周辺の約200m離れた4地点でも調査を行っていますが、こちらも13年度調査時点で最大値を超えていたホルムアルデヒド、あるいはアルデヒド類のほか、第2回調査で環境基準値を超過する高濃度であったジクロロメタンについても、低い濃度となっています。</p> <p>ただし、今回、東側の地点でトルエンが高い濃度で検出されています。これは周辺東地点の北側にある施設で、朝方から防水工事を実施していた。その工事が影響している可能性が高いと思われます。というのは、調査時点で現地へ参りますと、この施設周辺でトルエンの臭いが既にしている、そのことによる可能性が高いと考えています。環境基準のあるベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの4物質については、すべての地点で基準値以下となっています。</p> <p>番目にダイオキシン類ですが、結論的に中継所排気塔・換気塔において一般大気環境中の濃度と同程度であったということです。同日に杉並区内の大気環境中のダイオキシン類調査を行っていますが、これの値から見ても、中継所に隣接した井草森公園で調査した濃度が0.078pg-TEQ/m³ということで、環境基準と比べても十分低い濃度であったという結果です。</p> <p>番目に排水関係ですが、床排水槽で鉛がやや高い濃度で検出されていますが、そのほかについては前回までの調査と同程度の濃度範囲に収まっています。前回の調査で床排水槽の硫化水素(排水中のもの)が、やや高い濃度で検出されていましたが、今回は定量下限値以下という結果となっています。ただ、今回、ごく微量ですが、排水処理後の排水からシアンが検出されました。原因は直ちにはわかりませんが、最終的に下水道に放流する直前の地下汚水槽においては、すべての項目が下水道排除基準の基準値を下回っていました。そのほかの測定値については、特徴的なものは6頁までの本文と、すべての調査結果について、8頁からの資料として掲載していますので、お目通しいただければと存じます。環境モニタリング調査結果については以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>7頁の下から3行目ですが、「ごく微量ですが排水処理後の排水からシアンが検出されました。最終的に下水に放流する地下汚水槽では、すべての項目が基準値等を下回っています」とあります。このシアンが、下水に流れる場合には何かそういう経過があるのでしょうか。</p> <p>12頁をご覧ください。いま、ご指摘のあった床排水槽でのシアンの検出ということですが、この図を見ていただくと、中ほどの四角に上から5つほど並んでいます。この真ん中の床排水槽あるいは地下雑排水槽、地下汚水槽等からポンプで汲み上げ、桝に入れ</p>
会長	
F委員	
環境課長	

	<p>て公共下水道に流すという流れになっています。</p> <p>これは一定の処理装置というところがありますが、床排水槽については、ごみに直接接したような散水とか洗浄水が入り、ポンプで汲み上げて処理装置を潜ってから地下汚水槽に入るということです、この処理装置で一定の浄化がなされた後、地下汚水槽に入る。この過程でということになります。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにございますか。特にないようでしたら次に進みます。ありがとうございました。</p> <p>(3) 杉並区環境基本計画の改定についてということで資料 - 4 をもとに、よろしくお願ひします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>杉並区環境基本計画の改定について、ご報告します。環境基本計画の改定については、昨年1月から具体的な改定作業に入り、この環境審議会の中に環境基本計画のあり方検討部会を作り、その結果を環境審議会にご報告し、またそれを基に素案を作りました。皆様には具体的にご審議、ご意見をいただき大変にありがとうございました。本日、配布しましたパンフレットの形をした杉並区環境基本計画の概要版と、本編のほうが出来上がりましたので、お目通しをいただきたいと存じます。</p> <p>前回、素案の段階で、さまざまなご意見を審議会のほうからいただきました。それから資料 - 4 をご覧いただきたいと存じます。広報すぎなみ、ホームページに掲載することはもちろんのこと、昨年11月には産業商工会館で、この素案の説明会を開催しました。資料 - 4 の2にありますように、合計81件のご意見をいただいています。この81件のご意見については、どちらかという個別の施策に関するご意見も目立つわけですが、この資料の別紙1に主なご意見の内容要旨と、それに対する区の考え方を整理しています。</p> <p>特に、どういうふうに環境基本計画の内容を周知・普及していくかという観点でのご意見もいただいています。この環境基本計画の概要版と本編の編集そのものに、ご意見については反映させています。個別の施策については計画という性格から、年々の予算で措置を講じていくべきものもありますので、反映できたもの、今後の施策を実施する段階で反映させていただくものがありますが、考え方を整理したものをご覧いただければと思います。</p> <p>素案からの主な変更点ですが、政策評価というものを区で行っています。これらの幾つかの指標をもっています。例えば杉並区を美しいと思う方の割合が、どのくらいいらっしゃるかというような大きな指標を持っていますが、そういうものを取り込んだということが1つです。ほかの関連計画との整合性を、より一層とったということで、後ほどご報告する杉並区地域省エネルギービジョンを策定しましたので、これの関係から二酸化炭素の削減目標というものを、素案の段階でも目標値を設定することを予定していましたが、明確に2%の削減ということで目標値を導入しています。</p> <p>これも後ほどご報告申し上げますが、一般廃棄物処理基本計画が改定になりましたので、この成果を環境基本計画に取り込んでいます。その他、区の中の話ですけれども、各部、教育委員会、事務局との調整を図り、精査した上で、今日、お手元にお配りしているような計画となっています。</p> <p>この環境基本計画については、さまざまな改定作業の段階から、委員の皆様には大変にご尽力いただきまして、ありがとうございました。見ていただいているような形になりました。なお、この環境基本計画の確定した改定計画について、4月1日号の広報で概要をお知らせする予定です。同じくホームページにも掲載させていただき、多くの方にご覧いただけるようにしたいと考えています。</p> <p>本編をご覧いただくと、素案の段階のときには構想としてお話をさせていただいたか</p>

<p>会長</p>	<p>もしもませんが、例えば16頁をご覧くださいと下のほうにコラム1とあります。このように、それぞれ場所にふさわしいような内容で、合計で22のコラムを配置しています。</p> <p>143頁をご覧ください。いま、社会でカタカナ語とかアルファベットの略語が氾濫していることから、そういうものを見直して、できるだけわかりやすい用語、言葉遣いをしていこうという運動を杉並区で進めています。しかし、なかなか環境分野の場合には述語も多く、漢字に直すとかえってわかりにくくなる場合もありますので、143頁から用語説明ということで本文中に番号を振り、ここで解説をしています。このような形で計画として出来上がりましたので、ご報告申し上げます。環境基本計画の改定については以上です。</p> <p>ありがとうございました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。もう既に十分ご検討いただいて、また審議会での議論を経て、副会長をはじめ委員の皆様には大変ご努力いただき、ここまで来ましたということのご報告だと理解します。今後、これに沿って着実に実行していくことのほうが、大事になってくるという時期になってきます。よろしいですか。では、この実施にあたりましては委員の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。続いて(4)杉並区地域省エネルギービジョンの策定についてということで、環境課長、お願いします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>杉並区地域省エネルギービジョンについて、ご報告申し上げます。本日、お配りしているのは資料ナンバーは振っていませんが、パンフレットの形になった「杉並区地域省エネルギービジョン(概要版)」というものと、青い表紙の冊子ですが、「杉並区地域省エネルギービジョン(本編)」です。</p> <p>それぞれ(杉並区における省エネルギー推進のための指針)と振っていますが、地域省エネルギービジョンという言い方もカタカナ語ですから、何かもっとわかりやすい言い方はないかということですが、これ自体が国の補助事業の用語であり、これ自体を言い換えるということは、なかなか難しいので、括弧書きのように、今後、省エネルギー推進していくための指針というふうな副題として振っています。今日は概要版でご説明をしますので、概要版のほうをご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただくと、「地域省エネルギービジョンとは」とあります。いま、全世界的な取組みが必要とされている地球環境問題への対応には、抜本的な省エネルギーの推進が求められるということから、杉並区におけるCO₂削減のための施策推進に向けて、省エネルギー、省資源の取組みを円滑に進めるための計画として策定をしました。</p> <p>ビジョンの性格ですが、杉並区のエネルギー消費の現状と将来推計を行って、省エネルギーを進めていくための杉並区の責任と役割を明らかにする。地球温暖化防止に対する杉並区の貢献の方向性を明らかにする。区だけでは到底できることではありませんので、区民の皆さん、事業者の方々と行政がこの目標を共有して、今後、取り組んでいくということとして提示をしました。区役所が率先して積極的な取組みをすることとを盛り込んでいます。ビジョン全体として、いま、ご報告申し上げた環境基本計画の基にある課題別計画としての位置づけがあります。</p> <p>期間ですが、達成年度は2010年度(平成22年度)とするということで、後ほどご覧ください短期的、中期的なスケジュールを視野に入れて、それぞれ対策の具体化に取り組んでいきます。</p> <p>2頁目が杉並区の特徴で、これはご承知のことと存じますが、地域としての省エネルギーを進めていくということで、その地域としてはどういう特徴を持っているかということです。住宅地が宅地の77%を占める住宅都市であるとか、全世帯の65%が集合住宅、51%が単身世帯で、単身世帯の方が全所帯の半分以上という状況です。産業については、</p>

就業人口の89%が第3次産業に従事されている。事業所の78%は、従業員者数10人未満の小規模事業所であるという特徴があります。

交通については、ご存じのとおり東西方向には充実していますが、南北方向の充実が今後の課題であるということ。また自動車については、保有台数全体は減少傾向ですが、そのうち乗用車の台数は増加しています。緑については計画的に公園整備を進めていますが、全体としては減少の傾向ということです。

3頁をご覧ください。杉並区のエネルギー消費量ですが、これはさまざまな手法を使って推計をしています。3頁でご覧いただくように、基準年度である1990年(平成2年度)から見ると、2000年時点で11%の増加となっています。このうち部門別の内訳は、杉並区は住宅都市という特徴をお話しましたが、民生家庭部門が45%を占めている。次いで運輸部門が33%ということで、これを合わせると8割近くになるわけです。

産業部門は、企業が競争の中でさまざまな省エネを推進しているということもあり、また杉並区では産業部門そのものが縮小する傾向があり、その関係から減少していますが、民生部門は増加しています。運輸部門は横ばいという傾向です。今後、追加的な省エネルギー対策を行わないでこのままいくと、2010年度の消費量は90年度に比べて18%増加すると予測しています。

次に4頁です。ではどのように省エネルギーを進めていくかということで、基本的な考え方としては、当然のことではありますが、区民・事業者・行政が共同して地域としての地球温暖化防止に向けた省エネルギー対策に取り組んでいくということで、そのもとに5つの基本方針を立てています。特に珍しいというわけではありませんが、考え方としては暮らしや事業運営と調和した省エネルギー、地域の活力や活性化につながる省エネルギーの推進などです。省エネルギー自体は、ともすれば非常に窮屈なお話になりがちですので、こういう観点が必要であると考えています。

わかりやすい省エネルギー情報の提供ということも、3番目に載せていますが、例えばテレビを見る時間を1日に1時間少なくすると、どのぐらいの省エネルギーになって、その場合には、どのぐらいの二酸化炭素が削減できるのか。あるいはもっと端的に、家計にとっては幾らぐらいのお得になるのかというような、わかりやすい情報を提供していくことが必要だろうと考えています。

4番は、最大の事業所である区役所が率先して実践していくということから、その下にある4つの重点計画というものを立てています。当然のことながら、1番にありますように民生家庭部門、民生業務部門の省エネルギーが重点であるということです。

5頁、6頁をご覧ください。ここではいま申し上げた、わかりやすい省エネの実践内容とその効果ということですが、ここでご覧いただくようなものでも、まだこねれ切っていない。もう1段下げていけないといけません。

この省エネルギービジョンを作る前に、さまざまなアンケート調査を行い、どの程度の省エネルギー行動をしていただいているかを把握しています。そのことから例えば5頁の表ですが、民生家庭部門というのが上のほうにあります。上から2番目の大きい四角の中に省エネルギー活動(ソフト面)というところがあります。例えばエアコンの冷房温度を28に設定した場合に、省エネルギー量としては1世帯当たり1年間に 0.06×10^6 KJが省エネルギーになる。普及目標を50%としているのは、先ほど申し上げたアンケート結果から、2010年までに、いろんな啓発、ご努力を通じて、このぐらいの世帯の方はもっていけるであろうという目標です。その場合に、杉並区全体でどのぐらいの省エネルギー量になるかということを出しています。

	<p>ちなみに、エアコンの冷房温度を 27 の設定から 28 に 1 上げたときに、1日9時間稼働するとして、お金にするとそれほど大きくはなく、いろんなケースがありましたので一概には言えませんが、年間で金額にすると 380 円ぐらいの節減になるということも示しながら、進めていきたいと思います。</p> <p>6 頁にありますように、省エネルギー目標として 2010 年度において、90 年レベルの消費量ということを目標にしたいと考えています。この場合に 2000 年の時点から見ますと、90 年度比で 11%の削減になります。かなり高い目標を設定しています。</p> <p>7 頁をご覧ください。この場合に、いま申し上げた省エネルギーを進めたときに、エネルギー起源のCO₂がどのくらい削減されるかということ、約 2 %の削減ということになります。これは国全体の目標である 6 %の削減目標から見ると、小さい数字のように見えますけれども、実際、この目標はエネルギー起源に限っています。しかも杉並区の場合、目立った大きな産業がありません。民生部門が非常に大きい比重を占めるということからいうと、地域として十分に京都議定書の達成に貢献できる数字であろうと考えています。省エネルギービジョンについては以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。かなり膨大な内容を含んでいて、これまた別途議論したいような議題になると思いますが、今日は時間がありませんけれども、何かお気づきの点がありましたら、お願いします。</p>
環境課長	<p>3月21日号の広報に、一応、概要ですけれども載せています。いま会長が言われたように、今後、これをどうPRして、具体的な行動に結び付けていくかがいちばん大事ですので、またご議論いただく機会があるかと存じます。</p>
会長	<p>特にご質問がございましたら、どうぞ。副題で「杉並区における省エネルギー推進のための指針」とか書かれていて、これがわかりやすいのですが、地域省エネとか、これは昔の通産省とかの補助対象の用語なのですかね。</p>
環境課長	<p>現在、経済産業省になっていますが、経済産業省の事業としての名称です。</p>
会長	<p>「杉並区省エネルギービジョン」でもいいのですが、わざと「地域」を付けて、地域という言葉はご承知のように、すごくあやふやな概念で専門によってみんな広さが違うのです。地理学で言えば東南アジアというのも1つの地域だし、都市計画のほうだと都市が幾つか集まったらそれが地域です。学校のほうで言うと学校の周りは地域という言葉を使うし、だから地域という言葉が頻繁に使われるのですが、いちばん難しい用語です。</p>
C委員	<p>本文のほうですが、「NPOとの連携による省エネルギー行動の推進」とか、「省エネルギーのネットワークづくり」と書いてありますが、具体的にどういったことをお考えなのでしょうか。</p>
環境課長	<p>さまざまな形で省エネルギーを進めている個人、グループ等々があり、これは区全体で進めていかないと、なかなか実効が上がってこないもので、そういった方々との連携が必要だということです。具体的には、まず1つは16年に開設する環境リサイクルセンター（仮称）が、さまざまな環境に関心を持つ個人、グループ、NPO等の、いわば言葉は悪いですが溜まり場のような形で、サロンというか、その中でもこういうことをお知らせして、具体的に進めていきたいと思っています。</p>
C委員	<p>私は普及・啓発するためには、そこがいちばんポイントになってくると思います。その地域の方々は是非、バックアップしていただければと思います。これは要望にしておきますが、進めていただければと思っています。</p>
会長	<p>ほかにございませんか。また改めてこれについては、もうちょっと深く議論させていただきたいと思っています。家庭生活に結び付くまで、いろいろ今後の重要な課題をはらん</p>

<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>でいますので、よろしくお願ひしいと思います。今日は、こういったことで報告書が完成したというふうに理解し、深い議論は今後にさせていただきます。ありがとうございました。5番目に、「環境博覧会すぎなみ2003」の開催について、お願ひします。</p> <p>「環境博覧会すぎなみ2003」の開催予定について、ご報告いたします。昨年環境博覧会は区民・事業者・行政がそれぞれの立場で、主体的に実践できる環境配慮行動を学ぶ場として、また国内外の環境先進都市との交流・連携を通して、日常のライフスタイルを見直す契機とするため、高井戸地域区民センターで開催され、10月19、20日の両日で、1万6,000人を超える来場者がありました。</p> <p>本年は昨年の成果を踏まえ、区民・事業者・区の協働による環境配慮行動の一層の推進、区民・事業者・区の環境保全への取組みや活動成果の発表・紹介と顕彰、国内外の環境先進都市との自治体レベル・区民レベルでの連携・交流の促進を主な目的として開催するものです。</p> <p>次に開催日と会場ですが、開催日は本年10月11日(土)・12日(日)の2日間です。会場は昨年、一昨年と同様、高井戸地域区民センター及びセンター前の広場です。次に共催事業ですが、杉並清掃工場の「すぎなみ環境フェア2003」とリサイクルひろば高井戸の「第9回リサイクル・アイデア展」です。</p> <p>最後に、15年の環境博覧会の推進体制についてです。幅広い分野からの企画提案や協力を得て推進するために、町会、商店会、産業団体、環境団体、さらに公募区民からなる実行委員会を設置します。また実行委員会と協同して各種展示やイベントなどを部門ごとに展開するため、区の庁内に関係部課長級の職員で構成する推進組織を設けていきます。なお実行委員会については、先日、3月19日(水)に第1回実行委員会を開催しています。そこで実行委員長、副委員長、ほか役員をお選ひいただくとともに、博覧会の基本方針、スケジュール、予算案等についてもお決めいただいたところです。</p>
<p>会長 K委員</p>	<p>ありがとうございます。ご質問等、ございますか。</p> <p>昨年の国際フォーラムが私は非常に楽しかったのですが、今年は何か、あぁいった類いの企画がありますか。</p>
<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>国内外の自治体との連携・交流ということも大変重要であると考えていますので、今年も何らかの形で国内外の環境先進自治体との交流を持っていきたいとは考えていますが、その具体的な形については、今回、実行委員会は各作業部会を設けて、具体的な企画、また当日までの準備を検討いただくようになっています。その交流学习部会のほうで具体的な内容について、これから検討に入らせていただく予定にしています。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにございませんか。以前、2002についての報告がありました。そのときに意見等も出ていますので、そういう意見を参考にされながら計画のほうを立てられたらと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>次に移ります。(6)杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定についてです。よろしくお願ひします。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>資料-6をご覧ください。それと計画が出来上がってきましたので今日、冊子の形でお配りしています。資料-6ですが、前回のこの環境審議会(1月24日)の場でも、この計画の素案について説明申し上げ、ご意見を伺いました。その後、1月31日には住民説明会を開催し、そこでもご意見等を頂戴しました。また2月には清掃審議会にも素案の報告をし、ご意見等を承ったところです。</p> <p>資料の2にも書いてあるとおり、素案に対するご意見、要望については、説明会の場、あるいはファックス、あるいは直接、区のほうに来庁していただき、58件のご意見、ご要望があったところです。この主な意見、要望については資料の別紙2で、区民意見と</p>

<p>会長 F 委員</p> <p>清掃管理課長</p>	<p>その対応について示しています。全体としては記載内容が分かりにくいというご意見が多くありましたので、素案の段階に比べて分かりやすさとか、説明文を丁寧に書くとか、そういったところに配慮して修正をしたところです。この主な区民意見と対応については、後ほどお読みいただければと思います。</p> <p>先頭の頁に戻って、「素案」からの主な変更点ということで3に書いていますが、「数値指標」について説明文も加え、分かりやすく記載したところです。これは本編の15頁に、例えば、これまで家庭系のごみ量を10年後には40%減らしていくという表だけの記載でしたが、15頁の中に、各家庭から出る可燃、不燃、粗大ごみを云々という説明文を加えて、お読みになる方により分かりやすく理解できるような修正をしたところです。</p> <p>また3の2番目では、「拡大生産者責任」に基づく生産者の責務をより強調して記載したところです。「生ごみのリサイクル」については区はどのような取組みをするのかという指摘もありましたので、区の施設における生ごみ対策も追記したところです。また「環境学習・環境教育」について、その必要性をより強調して記載したという修正を加えています。</p> <p>計画の数ですが、全部で46事業ということです。計画の主な事業として別紙1が計画の全体像です。左頁に改定をする趣旨とか、あるいは計画の理念、目標、数値目標などを書いています。右頁のほうには、現状から目標に至るイメージ図で示しました。また右下のほうでは個別計画の構成ということで、それぞれの個別計画におけるキーワードという形で、マイバッグ持参の普及、資源物の分別の徹底などを示しました。この1表で計画の大まかな全体像がわかるという位置づけにしています。この別紙1と同じものを本編の中の6頁、7頁にも掲載したところです。</p> <p>あと素案のときと大きく違うのは本編の57頁以降に、資料編として杉並区の地域特性から始まり、ごみ処理、区民アンケートの結果、区の清掃リサイクルの年表といったものを、付け加えているところです。</p> <p>例えば資料編の68、69頁を見ていただくと、ごみ処理の現状と課題ということで、このようなグラフを使って表示をしているところです。また73頁を見ていただくと、これはグラフのベースになっている基礎データということで、平成元年から現在に至る、ごみの種別ごとの回収量といったものを設けたものです。今後は、この冊子について区議会議員あるいは清掃審議会、あるいはご要望のある区民の方には配布していこうと思っています。また一般的な広報としては4月の広報すぎなみで、あるいは区のホームページでも全文を掲載していきたいと思っています。</p> <p>この基本計画は区の清掃リサイクル事業の指針ですので、私ども職員も、この基本計画を基本にしてこれから取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私のほうからは以上です。</p> <p>ありがとうございます。ご質問等、どうぞ。</p> <p>3月11日の広報すぎなみの中では、清掃事業の関連目標値の歳入、歳出、決算額が載っています。大変にこれは貴重な資料で、初めて清掃関係の経費がこれだけかかることがわかったのですが、この財政面から見た清掃関連事業について、この基本計画の中で触れるのは難しいかと思ひますけれども、これからのこういう財政問題について、検討することが出てくると思ひますので、できるだけそういう財政面についても、清掃事業について区民の方が理解できるようなことを考えていただきたいと思います。これは要望としてお願ひしたいと思います。</p> <p>それにつきましては、今回のこの冊子でも資料編の92頁で、ごみ処理経費面での数字あるいはグラフ等も使っていますので、さまざまな形でこういったコスト面の公表とい</p>
----------------------------------	---

F 委員 会長	うか、区民の皆さんへお示しすることを今後、意識していきたいと思っています。またこの資料編のほうもご活用ください。
C 委員	わかりました。
清掃管理課長	ほかにございますか。 住民説明会の中で、かなりコストのことについてはご意見がありまして、今回、こういった簡単なものが出ています。キーワードのところに経費管理計画というのがありますが、どの程度までを想定しているのか。区民にわかりやすいものをと、たぶんお考えかと思えますし、いま、一部事務組合の関係もあって大変に難しいと思えますが、段階的なものも含めて、どの程度をお考えなのかを示していただければと思います。
A 委員	資料編の 93 頁の部分にごみ処理事業に関する行政コストについて、13 年度決算時で数値を示しています。これは昨年度初めて、ごみ処理に掛かるコストを出してみようということで、このような数字をまとめました。この中では、各ごみの種別ごとに係る行政コストを示しています。今後はこれを踏まえまして、より分かりやすく、あるいは公表の頻度も多くして、いろんな場で区民の方に公表し、また、コスト意識を区の職員も持つという姿勢で、取り組んでいきたいと思っています。
会長	生ごみのリサイクルというのがありますね。実はこれは多くの方がやっていたらいいと思えますが、私のところも遅ればせながら最近、始めたのです。そうしたら毎日出すごみの量が非常に軽くなるのです。生ごみというのは非常に重い。先ほどの環境基本計画の中で 1 日当たりでしたか、約 30 g ぐらい減らすというような話でした。そういうのと非常にリンクしてくる。区で、このコンポスト容器の補助などをされているのですが、そういうのを私は最近まで知らなくて、環境博覧会で知ってそれを実行し、ちょうどうまくやれたのです。是非、そういうのをもっと宣伝されて、多く進められるといいと思います。いろんな計画がいろいろつながってきますので、それとの関連でも是非、PR をされるといいと思います。
公園緑地課長	ほかにございますか。よろしいですか。では次に進みます。(7) 杉並区みどりの基金運営要綱の制定についてです。よろしく申し上げます。
会長	杉並区みどりの基金運営要綱の制定について、ご報告します。お手元の資料 - 13 をご覧ください。昨年 12 月の第 10 回当審議会において、基金の創設についてご報告しましたが、今回はこのみどりの基金の運営要綱を制定したいということで、下記のとおりご報告させていただきます。 この要綱制定の目的ですが、この基金の運営に必要な事項を定めるため、この要綱を制定するということです。要綱の施行年月日ですが平成 15 年 4 月 1 日を予定しています。この基金の活用については、みどりの基金検討報告書をベースにしながら、人づくりを中心に事業を計画し、進めてまいります。具体的には、みどりのボランティア活動に対する助成、また専門講座の開催、樹名板の作成・取り付けなどを行う予定です。 基金の運営に関する審議及び報告ですが、この基金の透明性や公平性を図るために、当審議会において審議をお願いし、また逐次、報告をさせていただきたいと考えています。 現在までの寄付金の合計金額ですが、200 万 6,978 円ということです。件数にして 11 件の寄付をいただいています。これに一般財源のほうから 200 万ということで、現在、400 万余ということになっています。参考資料として 2 頁に、この運営要綱の案を付けています。本日の報告後要綱制定の事務手続を進めて、4 月 1 日からの施行に入りたいと考えています。以上です。
会長	ありがとうございます。質問、ご意見はございますか。お認めいただくことで、よろ

<p>環境課長 会長 建築課長</p>	<p>しいですか。では4月1日の施行に向けて、本日、要綱をお認めいただいたということにします。次は、(8)一定規模以上の開発等に関する報告についてです。資料8と9は同じ対象物件についてですね。我々とすれば一緒にご説明願ったほうがわかりやすいかもしれませんが、資料の8と9について、ご説明いただけますか。</p> <p>資料-12も、同じ建築物に関するもので、これは住居表示と地番になっていますが、物件としては同じですので、12も一緒にご報告をしたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>資料-8、建物について報告します。(仮称)ELSA浜田山新築工事です。敷地の住居表示ですが、浜田山四丁目16番です。地域・地区ですが、前面道路南側に水道道路があり、それから30mまでは準住居地域です。30mを超えますと、第1種低層住居専用地域になっています。その都市計画法上の課せられている規制等については記載のとおりです。</p> <p>3番目、敷地面積ですが1万2,979㎡です。用途は共同住宅215戸です。もともと当該敷地は日産の職員寮のあった所で、これが共同住宅に建て替わることです。</p> <p>構造・規模は鉄筋コンクリート造、地上13階建て地下1階、建築面積6,012㎡、延べ面積2万9,778㎡です。高さ44m、駐車台数178台。工期は現在もう着工中で、平成17年1月を予定しています。建築主は記載のとおりです。12番、経過です。平成14年8月19日に中高層に基づく標識を設置した後、平成15年2月7日に建築確認を受けています。</p> <p>2番目の頁で、上は工事概要で、下に案内図が書いてあります。斜線で塗られているところですが、地図の上のほうで井の頭街道の北側に位置するところですが、</p> <p>頁3番ですが、1階の平面図です。非常に詳細で分かりにくいのですが、右側に南北に書いてあるのが井の頭通りです。北側に面しています。敷地全体に口の字の形で覆っています。井の頭街道側が13階建て、その奥にいくに従い4階、並びに3階という形で、中庭を挟んだような計画になっています。</p> <p>頁4番、5番ですが、4番は中間階の建物です。道路側に面して右側が13階建ての部分、北側のところが4階、それから3階となっています。</p> <p>5番の図面は建物の立面図です。これは井の頭街道に立って、南側正面を見た図です。いちばん高い所から13階、9階、8階、6階という形で、東から西側にかけて、階数を落としています。これは西側についての日影の影響等を考慮した建物の形態になっています。</p> <p>6番は建物を東側に敷地に立って、西のほうへ見た部分の建物の図面です。また、7番の図面は建物の断面図です。13階建てが左側に書いてあります。ちょうど30mの線を境に、この用途が変わっていますので、その部分までは13階建てになっています。それから右手のほうにいきますと、3階建ての断面が出ているということです。第1種低層住居専用地域は、高さが10mまでしか建てられませんので、そういった規制の下に従ってやっているという内容です。計画の説明、建築物については以上です。</p> <p>公園緑地課長 緑化計画についてご報告いたします。所在地、敷地面積、建築面積等については、いま建築課長からお話がありましたので省略させていただきます。資料-9をご覧ください。基準の緑地面積は1,816.91㎡ということで、これに対し計画の緑地面積が2,018.4㎡で、敷地に対する割合は15.55%ということです。基準の接道部の緑化延長は228.10、計画の接道部延長は234.67ということで、計画は基準を上回っています。緑化調整基準による基準樹木本数と計画樹木本数は高木、中木、低木どれも基準を上回った計画になっております。</p>
-----------------------------	--

環境課長	<p>特記として、この計画域内に既存の樹木がありますので、それをなるべく残していただきたいということで、今回 15 本の既存樹木を残しているということです。屋上緑化については、都のほうに問い合わせをしたところ、都の基準の 46.64 m²については地上部に振り替えてということで、ここでは屋上緑化は行っていません。</p> <p>処理経過ですが、14 年 12 月 20 日に緑化指導を行い、緑化計画書の受理は 12 月 26 日、工事の完了は建築と同じで 17 年 1 月ということです。資料の裏面が場所を示したものです。</p> <p>次頁の緑色に塗ってある所が緑地になる部分で、建物の中庭と、外周部が緑地ということです。</p> <p>続きまして資料 - 12 をご覧ください。いま建築計画と緑化計画のご報告のありました E L S A 浜田山にかかる指定作業所、駐車場の届け出です。届け出者は建築主と同一です。所在地については地番で表示をしています。先ほどの住居表示では浜田山 4 丁目 16 番と同一です。敷地面積も先ほどのご報告どおりです。収容台数 180 台が、建築計画では 178 台となっていますが、そこから 4 つ下の特記の欄、地下 1 階の駐車場に機械式 176 台と、平面 2 台、この合計が 178 台で、地上部分に来客用の駐車スペースが 2 台ある関係で、全体としては 180 台と記載されていますが、地下駐車場居住者用のものとしては建築計画にありました 178 台と同一です。</p> <p>作業時間、出入りの時間ですが、基本的には 24 時間、出入口が接する道路の幅員は 16.44m です。届け出は昨年 12 月 16 日に受理しています。</p> <p>次頁はすでにほかの資料でもありましたが、現地案内図と駐車場の配置図、最後の頁には平面図が記載されていますので、お目通しいただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。E L S A 浜田山の新築工事に関し、建築計画、緑化計画、駐車場ということですが、合わせてご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p>
A 委員	<p>高層で難しいのだろうと思うのですが、緑化計画で屋上緑化などというのはこういう場合には、特に指導の中では一応勧められるのでしょうか。といいますのは、省エネルギービジョンとの関連で、屋上緑化だとか壁面緑化というのが省エネルギーとのつながりが出てきて論じられていますね。もし、法的にどうこうではなく、できるだけそういう指導ができるならばしていただきたいと思うわけです。</p>
公園緑地課長	<p>区としての指導は具体的な条例もしくは要綱等は、まだ屋上緑化について持っていません。東京都自然の保護と回復に関する法例に基づいた基準にしたがってやっているところです。しかしながら、緑化計画についてご相談に見えたときには、私もでも極力屋上緑化についてはやっていただけないか。それから今日お手元にお配りしてあるかと思いますが、区としての助成制度も用意していますので、お使いになれるようなケースについては使っていただいて、屋上緑化を進めていただきたいという願いはしているところです。</p>
F 委員	<p>駐車場の関係ですが、井の頭街道のほうから車が入り出すようなことになるのでしょうか。車を地下 1 階にどんなふうな形で入り出すのでしょうか。というのは井の頭街道はいまでも非常に混んでいます。その中で、いちいち車の出入りが井の頭街道からすぐだとすると、車が止まるようなことになると思うのですが、入口はどの辺なのでしょうか。</p>
建築課長	<p>建築物の説明の中の 3 頁の図面です。横にさせていただくと少し分かりやすくなるかと思いますが、図面の下側が井の頭街道で、図面の中心から左側で、井の頭街道から直接建物の中に入るという形になっています。記載で「スロープ」という形で書いていますが、そこを通過して下の駐車場へ入るという形になっています。当初この計画では、3 方</p>

会長	<p>向が道路に面しており、一方通行の道でした。東京都の公安委員会と業者等の打ち合わせによって、あまり後背地、奥の住居系の所に車を回して建物の中に進入させるというのは非常に周りに与える影響度合いも強いということもあり、大きな幹線道路から入れるというようなことで指導を受けて、この計画になったものと聞いています。</p>
公園緑地課長	<p>ほかにございませんか。それではあと2件残っていますが、10、11です。都営住宅の部分と、専修大学附属高等学校の分です。</p>
	<p>それでは2件続けてご報告させていただきます。資料 - 10 です。都営住宅 14M - 104 東工事ということで、所在地は堀ノ内三丁目 20 番です。敷地の面積が 3,776.67 m²、建築面積が 1,112.13 m²です。基準の緑地面積は 396.55 m²、それに対して計画の緑地面積が 583 m²ということで、基準を上回っています。敷地に対する割合は 15.44%です。基準の接道部緑化延長は 146.6、それに対し計画が 156.7 ということで、これも基準を上回っています。高木、中木、低木についても各々基準を上回った植栽計画になっています。特記として、既存樹木があり、なるべく残していただくということで、今回、高木 13 本について残してもらっています。屋上緑化については、都のほうの基準から設けないと聞いています。</p>
	<p>処理経過は記載のとおりです。建物の状況ですが、地上 4 階、地下はなしということで共同住宅です。</p>
	<p>裏面には所在地の案内図があります。東京立正のちょうど北側に位置します。</p>
	<p>次頁は植栽計画で、少し色の薄い黄色い所が植栽地ということで、緑色で色が強く出ている所が樹木を表しています。</p>
	<p>資料 - 11 です。学校法人専修大学附属高等学校新校舎建設工事です。所在地は和泉四丁目 4 番 1 号です。敷地の面積は 8,333.13 m²、建築面積が 3,324.59 m²です。基準の緑地面積は 866.65 m²、それに対して計画の緑地面積が 931.02 m²で、割合は 11.17%です。接道部の緑化延長の基準が 281.52、それに対し計画が 353.94 ということで基準を上回っています。</p>
	<p>樹木本数についても高木、中木、低木各々基準を上回った計画になっています。この緑地面積についてはここは学校ですので、区の基準というよりも、都の基準を使ってやっています。グラウンドが広いということもありますので、こういうような形で対応させていただいています。ここでは屋上緑化を計画しており、緑化面積は 346.51 m²、都の基準の 276.9 m²を大きく上回っています。</p>
	<p>処理経過は記載のとおりです。工事の完了予定が 16 年 8 月です。建物の状況は 1 棟で地上 4 階、地下 1 階、学校ということです。</p>
	<p>裏面が案内図を付けています。斜線の部分が計画地です。全面建替えということで、一時的に学校がいま借り校舎に移転をして、全面的に建て直して、16 年 8 月には完了し、その後、また戻ってくるということを聞いています。</p>
	<p>次頁の緑色に色が付いている所が緑地です。真ん中に本館があり、その前面にグラウンドがあるというような計画です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。資料 - 10 と、資料 - 11、専修大学関係についてはいかがでしょうか。特にないようでしたら、一定規模以上の開発等に関するものについてはご報告を承ったということにいたします。ありがとうございました。最後になりましたが 9 番で、放射 5 号線建設事業に係る環境影響評価書案に対する意見についてということで、環境課長からお願いいたします。</p>
環境課長	<p>放射 5 号線建設事業の環境影響評価書案に関して、一応経過と資料の説明をさせていただきます。昨年、環境影響評価の計画書案が提出され、それについては当審議会でご</p>

意見をいただき、それを基に区長から意見を提出しました。これに基づき、環境影響評価の計画が定まって、評価の具体的な作業に入っていたわけですが、本年になり、1月21日に東京都都市計画局及び建設局が、東京都環境局に対し、環境影響評価書案を提出しました。この概要については、すでに事前に各委員のお手元に配付させていただきました。その後、環境影響評価のプロセスからいいますと、この環境影響評価書案について、区長から都知事宛てに意見を提出するというプロセスになってきますので、この環境影響評価書案の公示は、3月5日でしたが、それに先立ち2月18日に各委員に宛て、環境影響評価書案の概要と、本日、3月28日の審議会でご意見を取りまとめさせていただきたいということを通じた次第です。

その後、いま申しましたように、3月5日にこの環境影響評価書案の公示があり、同日から縦覧及び閲覧に入っています。この期間が4月3日までになります。その後、3月13日と14日の両日、この都市計画変更案と、環境影響評価書案の説明会が区内で行われています。3月17日には暫定共用区間にかかる環境調査書の説明会が区内で行われました。この暫定共用区間にかかる環境調査書については、先の区長の意見の中に、暫定共用区間についても環境条令アセスに準じた調査をするようにという意見を出しており、最終的に区長の意見どおりに環境調査が行われたものです。

3月19日に、本日の環境審議会の開催の通知を差し上げたときに、この環境調査書の概要についても同封させていただきました。この環境調査書の概要については、区から都に申し入れをし、特に作成を求めたものです。今日の審議会で先立ち、3月26日に会長と事務局との間で簡単に打ち合わせをさせていただいた上で、今日の審議会となったわけです。

資料ですが3月13日に一応今日の審議会でご意見を取りまとめるために、あらかじめ各委員からご意見をお寄せいただきますようにご依頼をしたところですが、6人の委員からご意見を頂戴しました。本日配付の資料-7、「放射5号線建設事業に係る環境影響評価書案に対する意見」という資料がありますが、それぞれいただいたご意見を大気汚染、あるいは騒音・震動といった項目ごとに整理をさせていただき、お手元に配付しております。内容についてはほとんど原文に近い形で記載させていただいています。多少仮名遣い等は整理させていただきましたが、ほぼ原文どおりとお考えいただければと思います。

本日はこれを基にして、環境審議会の環境影響評価書に対するご意見を取りまとめさせていただいて、実際に区長から2月13日に当審議会に環境保全の見地から、この環境影響評価書に対する意見をいただきたいということで、諮問をさせていただいています。これについてはすでに諮問書の写しを送付しました。環境審議会の定例の審議会のあい間にこの評価書案が出てきたものですから、会長にご足労をいただき、区長から諮問させていただいています。今日いただいた意見の段階で、最終的な答申書というわけにはいきませんが、今日のご意見を集約した形で、答申書案を作り、それを各委員に送付し、目を通していただいた上で、最終的に区長に答申、それを基にして区長から都知事宛てに意見書を提出したいと考えています。区長から都知事宛てへの意見書の提出期限は、4月18日です。

もう1つの資料の説明をさせていただきます。この環境影響評価書案の中で、大気汚染について、当然評価項目ということで評価がなされているわけですが、本日配付の資料の中に、杉並区が実施した「大気環境の測定結果」があると思います。これについてはほぼ平成14年度、通年度の結果とお考えいただければと思いますが、資料作成の関係で3月26日までのデータで作成しています。放射5号線ですので、区が持っている測定

会長
環境課長

室、富士見丘と久我山苗圃のデータからご参考までに記載したものです。これを見ていただきますと、初めに「環境基準適合状況」です。富士見丘の測定室においては、見ていただきますように二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素等については、短期・長期の別がある物質もありますが、環境基準を達成しています。光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、SPMについて環境基準非達成という状況でこれは現況です。それぞれ物質ごとにそれ以降で測定値を書いています。二酸化硫黄については1日平均値が環境基準を超えた日数はありません。また、1時間値が環境基準を超えた時間数もありません。二酸化窒素については富士見丘において、年度平均が0.031ppmということで、環境基準の適否を判断する値である0.049ppmを下回っています。これも現況です。

裏頁です。一酸化炭素も同じように1日平均値が環境基準を超えた日数、8時間平均値が環境基準を超えた回数等もありませんでした。光化学オキシダントについては短期的に環境基準を達成していないというお話をさせていただきましたが、1時間値が環境基準を超えた時間数が217時間あります。浮遊粒子状物質については、1日平均値が環境基準を超えた日数が6日、1時間値が環境基準を超えた時間数が4時間ということです。ですから、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質については、おしなべて環境基準を現況としては達成していないという状況であるということで、審議の参考にしていただければと思います。

今回は1つは周辺環境に及ぼす影響ももちろんですが、玉川上水そのものをどう位置付け、その環境をいかに保全していくかという見地からのご意見を当然のことながら大変多くいただいています。今日の議論を受けて、区長の意見書を作成したいと考えていますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。できたら全体の意見と項目ごとぐらいでお進めいただければと思います。

ありがとうございました。資料-7の概略をもう少しご説明いただけませんか。

それでは今日初めてご覧いただきますので、少し項目ごとに主なご意見ということで、読み上げさせていただきます。最初に1.「大気汚染」の項目です。これは今回の環境影響評価書案は各項目にわたって、基本的には環境基準ないし規制基準を下回るという予測をしています。それに対してご意見の欄は車の交通量、排気ガスによる環境汚染についての予測数値を都は出していますが、完成後の実数値との差がない、少ないということだと思いますが、そういう予測通りになるということをお願いばかりであるというご意見。

二酸化窒素のバックグラウンド濃度に対する付加濃度の比率が10%というのは、これ自体大変大きな値である。重大な環境の変化を予測していると解釈すべきである。交通量については現在ある暫定共用区間の4倍、環八や甲州街道並みの道路となると予測しているにもかかわらず、道路ができて現より大気汚染が減るとする結論は不可解である。これは、おそらく平成17年度までにすべての測定局で環境基準を達成するという目標を、東京都が策定しているので、これを根拠にしているのではないかというご意見。それを言えば、環境保全局時代に、昭和60年までにすべての測定局で環境基準を達成するという目標があったわけで、それは結局達成されなかったという趣旨だと思います。であるから、本当に2年後に環境基準が達成されるかどうかを見極めてから、改めて議論すべきであるというご意見。

大気汚染が環境基準を下回っているという予測であるけれども、仮にそうだとすると、動植物全般が元気に成育していくことができる数値なのか。専門家がきちんと調査したのか疑問であるというご意見。以上、大気汚染に対するご意見です。

2.「騒音・震動」については、環境影響評価書案の中に、概要版で34頁に、環境基

準を達成していない箇所があります。現況でもそうであるのに、新たな道路ができたときに築堤や植樹をするにしても、これまで以上に騒音が激しくなるのではないかと懸念されるご意見。

「水循環」の項目では、必ずしも文脈の続きで「水循環」に入れるのがいいかどうかということはありませんが、これは事務局に作らせていただきましたので、事務局の責めにかかる部分ですが、現在計画では放射5号線の幅員は60mとされているわけです。そうしますと、上水部分、開渠部分も含め、上水部分は道路ということになるのか。最初のご意見はそうではないであろうという趣旨です。この部分については明確に上水部分と道路部分とを考え方として分けるべきであるというご意見であろうと思います。これについては、緑地部分は緑地として重ねて指定されますので、現在の位置付けでも玉川上水が道路であるとは必ずしも言っているわけではないと思いますが、ご意見としていただきました。

事業区域において、玉川上水に外部から、いかなる排水も流入しないようにすること。事業終了後も地下水位の観測を区と協議の上継続するというご意見です。

次に「生物・生態系」については、道路に植栽する樹種ですが、これについては玉川上水の現況の樹種との生態学的関連性を考えて選定する。植樹するにしても、現況に近い形で植樹していくことというご意見です。本事業では玉川上水に沿って、両側に遊歩道を作るという考え方ですが、緑地帯の幅が広がる。ただ、この点、確かにそうではあるけれども、カエル、ヘビ、ミミズ、オケラ、モグラ等の地上や地中を移動する生物から見るとどうなるか。周辺道路に閉じ込められ、隔離される。このことは生態系を破壊しないとは言えないのではないかと。放射5号線計画は玉川上水の一部と周辺地域の動植物の連続性を断ち、生態系を妨害するというご意見です。

次頁です。「史跡・文化財」の項目は、当初、環境影響評価計画書案には項目としてはありませんでしたが、杉並区長から史跡・文化財についても、必ず評価項目とすべきであるという意見を申し述べ、アセスの項目となったものです。

玉川上水部については意見の欄に、歴史環境保全地域として、今後も存続することが適当であるというご意見。それから、法面の崩落の記載で、平成13年12月の玉川上水報告書の中で、ランク付けがあり、Aランク6カ所、Bランク3カ所の崩落箇所があると記載されています。これが平成3年の時点の記述ですので、これからすでに10年以上も経過しているということから、崩落の危険箇所はもっと現況では多いのではないかと。震動により玉川上水の姿が変貌する恐れが十分に考えられるというご意見。

6.「自然との触れ合い活動の場」です。玉川上水用地の幅員をすべて緑地として確保すべきであるというご意見。牟礼橋地点においては、玉川上水に沿った遊歩道の連続性にできる限り配慮することというご意見。玉川上水に沿って設ける遊歩道も、この両側が有害ガスを排出しながら高速で走る車の通路となったのでは、楽しい散歩道というわけにはいかない。玉川上水は親水環境からほど遠くなり、関心を持たれない通路となって、ごみや雑草、落葉などで瀕死の水路になりそうな気がするというご意見。

それから、複数の項目にかかったり、必ずしもどこか1つの項目に整理するのが難しいということで、全体的なご意見ということです。この中では久我山二丁目にお住まいの委員さんで、約50年間お住まいになっている。この道路計画は37年前には幅員50mで決定していたけれども、地権者の束縛感は大きく、また長期間にわたった。このたびの計画では幅員60mに変更されているわけですが、37年前に仮に着工していれば、いまとは随分違った形だったと思う。住民説明会に出席した結果で、計画を全く白紙に戻してしまうのは率直に言って難しいとお感じになったということです。ただ、都は区民の

<p>会長</p>	<p>意見書等を受け付けて、一定程度というか、なるべく受け入れる形で進行してきている。ただ、平成24年完成となると、だいぶ遠い話にも感じられるというご意見です。現在の岩崎橋、兵庫橋、牟礼橋が平面横断となることから、岩崎橋近くにバス停留所を作って利便性と交通量の低減に役立てられないかというご意見です。</p> <p>環境影響評価書案において、水循環、生物、生態系、景観、史跡・文化財、自然との触れ合いの場について、玉川上水に対し影響を及ぼすことはなく、また保存管理に支障はないとしているけれども、もし、そうであるならば、放射5号線計画の玉川上水部は、計画道路から除くことが適当と考えるというご意見。</p> <p>その理由、結論は、全体的なご意見から抜粋している関係で、続いてはいるわけですが、この理由、結論という言葉の上4行だけを必ずしも引いているわけではないのですが、整理の関係上こういう形になっています。</p> <p>まず、水の循環の項目と重複しますが、玉川上水緑地帯25mを含めて幅員60mが現在提示されている計画です。こうなると、制度上は上水面をも道路の網をかぶせることになる。5号線道路の中に玉川上水があることになり、実態として上水が存続するのに道路として扱われることになるのではないかと。制度上整合しないのではないかとご意見です。ルート変更や見直しはできないか。350年、上流からずっと続いた玉川上水が、そのままの姿で残ることを望む。</p> <p>事業にあたっては、近隣住民と十分に話し合ってから実施すること。現在の玉川上水の意義ということでお書きになっていますが、かつて江戸に用水を提供した。現在その役割は終わっているけれども、この遺構を保存するために維持用水を供給して水流の確保、植生維持、景観保存がなされている。上水は連続したみずみちを形成し、連続した植物群を持っており、生態系にとって重要な意義がある。素掘りの用水路であるため、周辺地域との連続性が保たれ、カエルなどの生物植生にとって、貴重な存在となっている。</p> <p>次頁です。接続する地域の動植物にとって、上水は周辺地域と溶け合った1つの生存の場となっている。玉川上水は以上のように周辺地域と一体となった自然を形成している。評価書案は、なぜ事業礼賛の姿勢で貫かれているのか。すべて良くなるような環境対策事業ではないはずだ。「この面は悪くなるけれども、このようにカバーするから妥協してほしい」という姿勢がない。上水を取り囲まないと、放射5号はできないのかということで、起点から直線状に道路に結ぶのではなく、上水沿いに通るのはなぜなのか。その理由を知りたい。上水の両側に道路を作るのではなく、片側に上下線を作ったらどうか。環八と合流点の混雑が予想される。立体化するなど、この対策も同様に事業化すべきであるというご意見です。</p> <p>特に路線変更については、37年前の幅員50mでの決定、今回の説明のあった都市計画変更案等からいって、片側上下線というのはなかなか難しいとは思いますが、ご意見ですのでご審議のために全体として書かせていただいています。多少、書き下しいただいたときと、このように整理しますと、ちょっと項目ごとに分かれていますので、ご趣旨と少し違ったところが出てきているところがあるとすればお許しをいただき、ご審議の中でお話をいただければと思います。</p> <p>ありがとうございました。いろいろと経緯等も環境課長からご説明されましたが、先ほど言われましたように区長に対して答申書案に対する意見というものをまとめて提示しなければいけないというのが、私どもの義務です。それで、事務局のほうでいまご説明になられたように項目ごとに整理していただきました。それも皆さん方にご配付した「環境影響評価書案の概要」というのが各項目ごとに締め括られて、現況は書かれて評</p>
-----------	---

<p>委員</p>	<p>価されていますので、それに沿った形で私どもも意見をまとめたほうがインパクトがよりあるということです。ですから、全体についてということもたくさん出てきているわけで、整理しにくい面もあるのですが、あえてそのような括り方をしています。では、最初に「大気汚染」という項目に合わせてご意見等をこの場でいただけたらと思います。</p> <p>いま課長に読んでいただいた「大気汚染」に対する2番目の意見が私の意見なのですが、ちょっともう少し詳しく話したいと思います。この環境影響評価書案を、ただただ素直に読み、そこで感じた疑問点です。ここにも書きましたが、31頁に、道路ができることによる汚染寄与度ですが、付加濃度のバックグラウンド濃度に対する、あるいは将来濃度に対する比率が1割、いまの状態よりも道路ができると1割空気が悪くなりますという予測をしているわけです。暫定共用区間に関しては、この調査書の19頁に出ています。付加濃度がバックグラウンド濃度に対して、いまより2割悪くなるという予測をしています。このような、例えば清掃工場を杉並区でもう1つ作りましょうというときに、いまの状態よりも2割空気が悪くなりますと言って通るか、それでいいですよということで住民が了承するかどうかということを考えれば、非常に大きな汚染付加濃度だと思えるのです。交通量としては4万台から5万台ということで、現在暫定共用区間の中央自動車道は13万台から14万台が通っているので、それを足すと20万台ぐらいになるというすごい交通量になるわけです。ところが、実際の予測大気汚染は、現在よりも良くなるという、とても信じられないような結果が予測結果という形で出ています。どうしてそうなるかという計算の方法というか、根拠は、概要自体にはっきりとは載っていませんが、どう考えても、終わりのほうの都民意見に対する回答の中に出てくる「2年後には、すべての測定局、自動車排気ガス測定局を含めて、すべての測定局で環境基準を達成することになっている。」、ということを前提にして、それを根拠に計算しているとは思えないわけです。</p> <p>騒音に関していろいろこういう道路際に遮音壁を設けます、そうしたら、ここのすぐ下の家で聞こえる騒音はどのくらい減りますとか、そういうことは実験的に確かめられるわけですから、こういう措置を取りますから全体として交通量は増えるけれども、これだけ減りますというような予測はできると思います。それは予測であると思うのですが、「環境基準を達成することを目標にしています。」という目標を予測の根拠にするというのは、予測とは言えないのではないかということが、いちばん根本的な疑問です。そもそも二酸化窒素の環境基準というのは、1978年に0.02ppmから0.06ppmまで3倍に緩和するにあたって、昭和60年には自排局を含めて環七沿道、環八沿道すべての測定局で達成することを約束した上で緩和したにもかかわらず、20年過ぎても達成できていないという実態があるわけです。</p> <p>にもかかわらず、2年後に達成したいと思いますという希望であり目標、それは絶対に達成してほしいけれども、その目標を前提として「予測結果」という名前でもって、そういう数字を出してきているということに対して、折角計画段階からアセスメントをやりますということを出てきた環境影響評価としては、ひどすぎるのではないかと、これに対する疑問の提起は、しっかり杉並区としていただきたいと思います。本当に2年後に達成すれば大変結構なことですし、そうなれば「現地調査結果」自体が、この予測でバックグラウンド濃度の根拠にしている0.02ppmぐらいになるわけですから、その上で議論をしてほしい。2年後にすべての測定局で達成することを目標にしていることを、目標を根拠に予測を出すのではなくて、その目標を達成してからこの数値を出すのならば、まだこの部分に関しては評価書として議論の対象になりますが、この状態で希望を根拠に予測結果であるというのを、素直に唯々諾々と受け入れてしまうわけにはいかな</p>
-----------	---

<p>会長</p>	<p>いだらうというのが、最低限これに関してはそう思います。</p> <p>ありがとうございました。ほかにご意見はありませんか。それでは次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>L 委員</p>	<p>暫定共用区間で、いまはかろうじて環境基準を達成していると、数値としては出ていますが、例えば付加汚染寄与度が2割だとすると、簡単に計算して0.08ppmで、いまの環境基準0.06ppmを簡単に超えてしまうと思うのです。富士見丘では0.064ppmぐらいになって、八幡山では0.083ppmと、雑な計算ですがそんな数値が出ていますので、この道路ができたなら、いまの状態を基準にしたら環境基準を達成できるはずがないのです。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。それでは2番目の騒音・震動について、合わせてご意見がありましたらお願いします。特にありませんか。それでは3番目の水循環についてありましたらお願いします。</p>
<p>F 委員</p>	<p>これは全体に関連するものと重複するのですが、この問題について過去の経過についてよろしいでしょうか。平成12年8月に区長から環境局長に対し、環境を配慮する意見について回答した中で、A、B、C案のうちC案も好ましくないし、A、B、C案以外について、その可能性を検討されたいというのを出したわけですが。さらにその後、平成13年12月に区の環境審議会から区長宛て、さらに区長から都知事宛ての意見の中でも、「区の意見が反映されていない。条例調査に反映されるよう、制度の見直しを検討されたい」ということも出していただいたわけですが。さらに、平成14年5月に、区長の意見に対する見解書の通知があったわけですが、その見解書はあくまでC案を前提として、さらに事業者の見解ということで、審査意見もそうですが、区の申し立てた意見の基本的な部分について、都はほとんど考えていないということです。今回、平成15年3月に環境評価案に対する意見について諮問があったわけですが、これはあくまでC案を前提としての計画の中で、区の意見についてということですが。そういうことを前提にして、いま3で述べている水循環なり、さらにあとのほうの玉川上水についてのこと、これは建前、原則的、法律的、制度上考えた場合に、この辺をどう考えるのかという疑問です。</p> <p>実施の是非についてはまた別の議論になると思うのですが、いまのこの考え方は放射5号線について幅員60mという計画ですが、中ほどの玉川上水は今後も残るし、都の考え方は管理上も将来に影響はないということを言っているのです。これはできる、できないは別にして、それであるなら60mということではなくて、中の25m、玉川上水を残して、両側の部分が本来放射5号であるべきではないかという考えです。玉川上水が大きな道の中央分離帯と考えるのは非常に無理があるので、玉川上水は玉川上水で残すのであれば、この部分は歴史環境保全地区として、将来ともこの1.3Kmの部分については玉川上水は残さないとおかしいのです。この玉川上水も含めての道路計画、放射5号という計画は、いちばん最初に放射5号は玉川上水の上を通すのだという考え方があったようですので、そういう考えが捨てきれずに、いまもって計画では川を残すと言っているながら、どうして網をかぶせるのかわからない。</p> <p>こういう点が都市計画上、玉川上水は河川法の対象にはならないと思うのですが、現状、河川が残っているのに道路として見るということは、現在の法制度上矛盾はないのかという点について、私は基本的におかしいのではないかということです。今回の意見について直接関係ないかもしれないのですが、こういう考え方で流れるとすれば、道路行政の制度上も非常に無理があるのではないかという感じがしたものですから、この辺を私の意見として出したのです。</p> <p>この辺は、都市計画なり、道路行政なり、河川行政の専門家のご意見を聞かないと、果たしてこういうことができるのかどうか、私は非常に疑問を持っています。中央分離</p>

都市計画課長	<p>帯は長いですから、この辺の疑問が残ったままどんどん進んでいくことについてどうかということで申し上げたわけです。もしその辺がわかりましたら、ひとつお願いします。</p> <p>いまのご意見に関連して、私のほうから説明させていただきます。この建設事業自体は、事業者は東京都ですので、いまの質問に対して区が正式にお答えするというのは、ちょっと適當ではないのかと思いますが、都市計画の一般論ということでご理解いただければと思います。都市計画法上のいわゆる都市施設、道路についても、また玉川上水については緑地という扱いです。道路、あるいは緑地といった都市計画における都市施設が重なった場合について、都市計画法上どのように扱われるか。これは運用と解釈の本がありますので、これで説明させていただきます。都市計画の機能的、物理的性格等から考えて、相互に矛盾しない内容のものであれば、同一の土地の区域について、都市計画を重複して決定することができる場合もあり、その範囲は都市計画の決定に当たって個別に判断すべきであろう、というように解釈・運用されているところです。</p> <p>事業者、東京都のほうは、私どものほうで確認したわけではありませんが、玉川上水部分は緑地というように、都市施設として都市計画の網をかけている。そして、今回 50m を 60m に計画道路を変更するわけですが、緑地の部分から見ますと、重複して道路として都市計画をかけるのは、全体として一体的な整備をしていく必要がある。評価書案の概要にもありますように、環境施設帯の整備の仕方であるとか、玉川上水の緑地空間についての今後の保全の仕方であるとかいったことについて、一体的に事業者がやっていくということで、都市計画施設としての道路の網も重複してかぶせているのではないかと推測しているところです。これはあくまで推測ですので、東京都の見解がどうかということとはわかりませんが、都市計画法上の運用の解釈として、重複してかかる場合もあるということです。</p>
A 委員	<p>玉川上水は都市計画緑地ではないのです。あそこは都市計画緑地にするか、文化財として指定するか、歴史環境保全地域に指定するか、東京都がその 3 つの選択を迫られたときに、都市計画緑地にはしない、文化財指定は将来の問題とする、当面、歴史環境保全地域とすると、このようにしたわけです。部分的になっている所もありますが、都市計画緑地にはなっていない。ただ、いまのご質問の都市計画の話と道路行政の話と、ちょっと別なのです。</p>
F 委員	<p>幅員 60m と言っているわけです。</p>
A 委員	<p>都市計画というのは、そのくらい大雑把な話なのです。だからといって、真ん中を道路にするという話ではないのです。都市計画上かけておく。要するに、ここに放射 5 号が 2 本ありますという都市計画は、あまりやらない。</p>
F 委員	<p>道路行政では、そういうことはあり得るわけですね。</p>
A 委員	<p>道路の緑地としてしまうと、その部分は道路予算で維持管理されるのです。だけど、あそこは道路緑地として維持管理する考え方を、東京都は持っていないと思います。道路行政上の道路にすることは、地主も反対すると思います。地主は水道局です。</p>
F 委員	<p>現在もあその部分も、玉川上水は歴史環境保全地区になっているわけです。もしこれを道路とした場合には、道路の中に歴史環境保全地区が出てくることになりますね。</p>
A 委員	<p>道路にはしないのです。だから、都市計画上は、都市計画道路はかかっているけれども、道路にはしないと。</p>
F 委員	<p>道路行政上から言ったら、両側の部分が放射 5 号ということになりますか。</p>
A 委員	<p>たぶんそうなると思います。私の記憶ではそういうことになっています。</p>
F 委員	<p>そうすると、あくまで放射 5 号は幅員 60m と言っているのですが、もし仮に実現できたら、どちらが上り下りになるのかわかりませんが、両側にあるのが放射 5 号であって、</p>

	<p>真ん中は玉川上水だという解釈ですね。これは理論的にそういうことでできれば、お願いしたいと思います。ただ、最初から放射5号は上を通すのだというのが残っていて、そのことはいままって当局者の頭から離れないので、資料なんか何もかも放射5号にして書いて、それがいま訂正できないという状況があるのではないかということ、私は恐れたものですから申し上げているのです。</p>
<p>A 委員 F 委員</p>	<p>それはないと思います。</p>
	<p>C案のでしたら両側ですね。A、B案のは蓋を閉めるとか何とか言っていますから玉川上水が出てくるのですが、この両方はC案の段階では既にいままでの放射5号の考え方で、もし最初からそういう計画であれば、両方、放射5号に玉川上水を残すのだという計画があったと思うのです。そして、こういうことになったと思うのです。それはおそらく理論的に、制度的に調整はしていくのだと思いますので、疑問は疑問として、以上です。</p>
<p>A 委員</p>	<p>横から口を出してしまって申し訳ありませんでした。</p>
<p>J 委員</p>	<p>それに関連してなのですが、都市計画法で個別判断ということで、その中では道路というお話だったのかと思うのです。その個別判断の部分で、玉川上水に関しては個別判断で玉川上水として、上水というふうに判断して、道路の中に組み込まないで玉川上水という形にして、運用上は一緒に道路と隣接した形の管理とか、行政上のことはわかりませんが、包括して個別判断の部分で玉川上水を別立てにして、道路と離して確認するという形というのとはとれないのですか。個別判断というお話がちょっと出たものですか。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>先ほどの説明を補足させていただきますと、今般、東京都が都市計画変更案の公告をして縦覧した内容につきましては3本ありまして、1つは都市計画道路の変更案です。2件目は、都市計画緑地の変更案です。3件目は、都市計画公園の変更案です。先ほど申しましたように、東京都は今回、都市計画変更案の考え方を住民説明会でもいろいろ説明しておりましたが、都市計画道路と並行して、都市計画緑地の変更をして、その中の玉川上水緑地については、変更の理由として、「緑地機能の充実を図り、都市計画道路の計画との整合を検討した結果、緑地の変更を行う」という理由で、都市計画変更案の縦覧を行ったという経過です。</p>
<p>A 委員</p>	<p>玉川上水の部分は、都市計画緑地としても指定するという変更案が出てきているわけですね。そうすると、ダブル指定ですね。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>ですから、現在も都市計画緑地になっております。</p>
<p>A 委員</p>	<p>では、私の記憶違いでした。どうもすみません。</p>
<p>会長</p>	<p>またいろいろ都のほうも対策が変わっていくので。</p>
<p>E 委員</p>	<p>計画案そのものが概要なのでわからないのですが、今回、水循環に関して橋梁付近では止水のために矢板を打ち込む。その長さ等については湧水を防ぐためという普通の工事上の話であって、今回、上水に関しての一般部分では、道路工事上で矢板を打ち込むということはあるのでしょうか、ないのでしょうか。その辺は、何かもっと細かい情報があるのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>おわかりになりますか。</p>
<p>E 委員</p>	<p>矢板を打つというのは、その工事だけになるのですか。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>橋梁の前には矢板打ち込みについて記載があるのですが、それ以外の所です。</p>
	<p>私どもも現在、東京都から聞いている範囲では、そういったことはしないということ、橋の部分はご指摘のようにすることを聞いておりますが、それ以外の部分については矢板を打ち込むといったことは考えていないと聞いております。</p>

E 委員	<p>そうしますと、第4項目になると思うのですが、後半の2番目の部分、「カエル、ヘビ」云々、地下に対しての問題はないというように解釈してよろしいのでしょうか。少なくとも矢板を打ち込まれたら、物理的にこれは不可能だと。その懸念の1つはないというふうに考えていいのですか。</p>
都市計画課長	<p>私どもとして、いまここでそこまで見解を申し上げるといふつもりはありませんが、都の工事のいまの計画の中では、そういった矢板を打ち込むということは計画していないようです。</p>
E 委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>次の4の「生物・生態系」という所で、特にご意見がありましたらお願いいたします。</p>
L 委員	<p>この評価書を素直に真に受けて読みますと、いま玉川上水に現存する樹種、この地域の木を植えて、むしろ緑を増やしますということが書いてあるのですが、「畑はなくなります」ということは明確に言っています。生態系といった場合、現在の玉川上水の生態系というよりも武蔵野の生態系が残っていると言ったほうがいいと思うのですが、武蔵野の生態系というのは、里山と畑と川というものがセットになってできている。そこでモグラだとか、ヘビだとかが出てくると思うのです。畑は全くなくなりますということ、この評価書案にもはっきり書いてあるので、それで生態系が維持されるというように考えていいのか。これは単純な疑問で、むしろ委員の中でも、もっと専門家の方々に聞ききたいことなのです。</p>
E 委員	<p>意見として出されている、特に2番目の項に関して、要するに地下の生物だけではなくて、この地域がいままでであれば畑、農園、あるいは舗装されていないがために行われていた地上、あるいは地下での生態系の移動というのが確実にできていたと。ところが、今回はそれが断絶されるという形になりますので、この生態系に関しては、生物学上で明らかに問題が起きるといふことははっきりしているわけです。この点に関しては、前回の環境審議会でもそのような意見があったかと思えます。一方、計画がはっきり見えないものですから、例えばこの評価書の85頁、8-6-3です。この項は、状況に影響を与えないという保全のためのことが書かれているわけですが、「新たに緑地を設置することで、玉川上水の緑地帯を」云々と書いてあります。</p> <p>77頁に想像画が書かれていまして、いま現在の上水の部分と緑道の部分と、その外側にある緑地の部分、その外に新たな計画案として、完了後ということでの新たな緑地。この写真で見ると、永遠に緑があるように思いますが、緑地の幅がいま手元にある資料だけで考えてみますと、3m～3m500なのです。そうすると、ここでいいますと、ここから始まってこのぐらいの幅でしかないわけです。この写真はどこまでもあるような写真になっていまして、これだけを見るといいのではないかと思うのですが、いま現在のこの緑の3mないし3m500の外側には、広大な高速で走る道路ができるという格好になるわけです。この絵の作り方が、ごまかしがかなりあるように思っています。</p> <p>したがって、いま言いたいのは、生物・生態系に対して、確かに緑地が作られ保全される可能性はあるのですが、このことによって完全に生態系は断絶されると。長いスパンにわたって断絶されるということがある。これに対する評価がほとんどされていない。と同時に、いま現在ある木、もしくは個々の樹種等、この評価書で調べられている内容のことが、いったいそれはどこにあるのか。たくさんあるというふうに書かれているだけであって、どこの木が切られて、どの部分に問題が起きるのかという個々の問題については何も触れていないのです。</p> <p>したがって、私たちは「ここに大きな木があるんだが」というように認識できるのですが、ひょっとするとその木は切られてしまうのかもしれないとか、その具体的な姿は</p>

	<p>まるで見えない状態になっているということです。計画をして評価をされる側では当然調べているわけですので、それぞれ歴史的云々ということ、あるいは文化的云々ということであるならば、そこに記憶があって、その木に対して、あるいはその部分に対して、杉並区にお住まいのそれぞれの方に記憶があるわけで、こういう形で一般化されて、今回この評価書に対して審議されるべきではないのではないだろうかと思うのです。相対的なものの考え方と、具体的なことに対する考え方というのは必要な情報ではありますが、いま片側の情報しか与えられていないということで、なかなかそれを判別するのが難しい。したがって、生物・生態系に関してはこの評価書自体に疑念があると思っております。</p>
O委員	<p>1のいちばん最後に、大気汚染というのは環境基準を下回っているから問題ありません、と本文には書いてあるのです。ところが、見る所によると、野草やいまあるサクラもすごい老木なのです。でも、それが絶えていく数値など、野草というのは弱いのです。人間は、ここは嫌だと、どこにでも勝手に逃げたり避難できるのですが、植物は歩けないものですから、温暖など、大気汚染に耐えられなくて何か元気がなくなったり、枯れてしまったり、なくなってしまうことがあるのです。人間は平気だろう、こういうものは大丈夫ですが、植物などは特に専門の方に調べていただいて、青息吐息で生きられたら植物も気の毒ですので、そう考えると私はすごく4の生態系の所と大気汚染の所を心配しております。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。時間の関係もありますので、またあとでご意見をいただくことにして、5番目の史跡・文化財について、いかがですか。</p>
F委員	<p>3頁の史跡・文化財についての評価の結果という所の最後で玉川上水の保存管理が生じることがないと言っているのですが、書いてあることは玉川上水の崩落の問題だとかそういうことであって、前に出たのは東京都の環境評価調査計画書の見解書の中で、「埋蔵文化財について、事業の実施に伴って改変されたことが明らかになった場合には、文化財保護法等に基づいて、関係機関と協議のうえ試掘を行って、あるいは記録保存等を行う」ということです。今回の中にはそういうこともなくて、これはいま予測できないから予測しない。工事をやってみて掘ってみたらあったということがあるので、ここで書かないということです。前に出た見解書の中に、これが事業者自体的見解として、もし出た場合には、記録保存等、適切な措置を講じる、これは文化財保護法で当然のことです。こういうことが書いてあったのに、今回の中には載っていないということがあるので、やはりもし出た場合には適切に措置をするということを書いておく必要があるのではないかと思うのです。事業者自らがそれを認めて行うと言って、今回は評価の結論については一切影響はないのだということを言い切ってしまうのです。その辺を触れておく必要があるのではないかという意見です。</p>
L委員	<p>この影響評価書案を見る限り、歴史環境保全地域、史跡・文化財としての価値を大切にしますというようなことが最後のほうに書いてあるのですが、歴史的な経過を見ますと、いまの暫定共用区間をつくるときに、下高井戸から久我山まで埋め立てられてしまったわけです。久我山から先も、あのときに埋め立てようとしていたのだけれども、吉祥寺のほうの、杉並区ではない武蔵野市や三鷹市の方々が活動してくださって、住民運動でいまの維持用水を供給し、水流の確保、植生の維持、景観保存がなされることになったわけです。あのときに杉並区は何もできなかった。何もできなくて、下高井戸から久我山まで埋められてしまったわけです。玉川上水が本当にこんなに歴史的・文化的価値があるものだったら、杉並区だけ埋め立てられてしまったというのは、杉並区にとってはとても恥ずかしい、残念なことなわけです。</p>

<p>会長 A委員</p>	<p>その歴史を見ると、武蔵野や三鷹の人が運動して残ったのであって、初めから東京都が価値を認めていけば杉並区から残ったわけですが、杉並区が弱かったために、私たちが無知であったために、杉並区の所だけ埋められてしまったという現実、厳然たる歴史的事実があるわけです。また杉並区で道路ができてしまうと、「杉並区って、あの価値がわからなかったのね」ということを後世に残すことになるのです。この評価書を見て、もしあの当時60年代にこれだけの評価が東京都、杉並区でなされていたならば、下高井戸から久我山までは埋め立てられないで済んだのに、いまだって公園になっているのだから、そのまま玉川上水が残っていれば、どんなにいい公園だったかと思います。</p>
<p>C委員</p>	<p>6番目の「自然との触れ合い活動の場」ということでお願いします。</p> <p>計画書を読むと、そういう計画になっていますので問題ないと思うのですが、「特に玉川上水用地の幅員を全て緑地として確保する」これは私が書いたことです。特に岩崎橋、兵庫橋の間などは、玉川上水の用地そのものが現在、車道になってしまっている所がありますので、そういう所はきちんと玉川上水用地として復元をしていただきたい。玉川上水を復元するというと、玉川上水というのはもともとは素掘りで、周りは芝の土手だったのです。ところが、いま自然に生えてきた木があれだけになっているのです。復元といっても、それは昔の玉川上水にするということではなくて、現在の羽村からずっと続いている玉川上水に沿って、航空写真で見るとひと判りなのですが、あれだけの幅広い緑がずっと1本通っているというのは非常に見事なもので、それは大変な価値があると思います。玉川上水としての幅員はきちっと確保してほしいというのは、私の強い希望です。それから、玉川上水沿いにずっと遊歩道がありますが、今回の計画で、牟礼橋の所でかなり複雑な道路構成になっておりますので、ここは是非、遊歩道が連続できるようなことを考えてほしい、これは要望として出していきたいと思います。</p> <p>全体的に思うことなのですが、今回の放射5号は車を中心に考えていると思います。動植物にしても、史跡の問題にしても、いままでの計画もそうなのですが、小手先ですべてやっていると思います。今回、放射5号ということで、玉川上水を今後どうするか、いままで私たちが生活に密着している玉川上水をどうするかということ、今回アセスというものをかけたのです。工事後のことなども書いてありますが、震動があったときどうするのか。それから、幅員についても動植物の環境変化が少なくなるように幅を設けたりしているのですが、本当にこれがいいのかどうか。いままでの経過も見ましても、一旦、人間が手を入れてしまうと、永遠に手を入れなければいけないだろうと思っています。いまのままの動植物を守ること、震動も少ないように、水質等も含めて、これが本当に完璧なのかどうか。いまの玉川上水を守るためには、緩衝帯そのものをもう少し緑を豊かにするような方向がとれるのかどうか。</p> <p>今回のアセスにしても、東京都はかなり予算をかけてやったと思いますが、緑豊かにするために玉川上水を守るためにも、あそこの緩衝帯に予算をもっともっとかけていくようなこともしていただきたいと思います。あそこを守っていくのであれば、影響がないようにするのであれば、緩衝帯の整備の仕方をもっともっと検討する必要があるのではないかと思います。今回の評価のこともあります。地域の方の不安を煽るような内容も私にはとれましたし、これで住民との合意をとって進めていくにはちょっと不安な部分もあるものですから、「車ありき」の計画そのものを今後もう少し見直していくことも必要でしょうし、史跡として捉えられている玉川上水を守っていくのであれば、もうそこに手をつけなくてもいいような形での緩衝帯の整備というのも必要なのではないかと思いますので、全体的なこととして意見を述べさせていただきました。</p>

E 委員	<p>全体としての話ですが、この計画案に沿って、いままでは地元の方が直接的に玉川上水等に触れて活動ができたということですが、今回はこのような形で保全が仮にされたとしても、トラック等がバンバンと通るこの道路によって、地元の人が直接的に触れるということはあるまいだろう、なくなってしまうだろうということです。つまり、ライン上でしかない。それぞれのポイントで接することは不可能であるということ。これは人との話だけではなくて、いまの生物の話も同じことになるだろう。</p> <p>したがって、1つの大きな社会資本、あるいはこういう道路計画というものに対して、地元との整合性というのを捉えていなかったいままでの歴史なわけですが、21世紀、新たな社会、あるいは価値観の中でこれを考えていくときに、いったい何が適当な方法なのか。いまお話に出たように、車ありきというような話ではなくて、車もあるけれども人もあるという計画案を、もう少し立てられないのか。</p> <p>もう1つ重大なことは、平成14年4月、東京都から区長に対して、計画書に対する見解書が出ていて、これでは明らかに玉川上水歴史環境保全地域なのだから、それに対する評価をしてくれと言っているのに対して、文化財保護法という形にしか置き換えていないという辺りの問題。東京都自らが定めている法律に対して、解釈を全く別の形で、文化財保護法という別の法律に置き換えてしまっているということ、区のほうに対して正式に言っている。</p> <p>したがって、今回の評価書はそのような内容でしかない。つまり、地元の住民の方の意見もしくは考え方、あるいはいま現在の生活に対して、何が保証されたのかというのがこの評価書もしくは計画案を見る限りではほとんどない。環境アセスに対する個々の物理的なこと、あるいは細かな数字的なことはクリアされた、されない、あるいはされるであろう。そういう評価はあるけれども、このもともとある歴史環境保全地域ということは、現在の歴史、住民の方の歴史とか環境も含んでいると考えてよしいかと思うのです。これに対する東京都の明確な考えがないまま、明らかに議論のすり替えという形で、文化財保護法にしてしまった。では、他区にも当たる、あるいは他地域にも当たるこの保全地域に対する法律は廃棄しなさい。そのうえで、この計画を立てなさいということだと思うのですが、東京都にはそのことをこの評価書の問題として言っていければいいかと思っております。</p>
会長	<p>いろいろなお意見、どうもありがとうございました。まだまだおありかと思いますが、事務局のほうで事前に打合せて、メモを作っていたいておりますので、お願いします。</p>
環境課長	<p>今日、資料-7でお示したように、25日までにいただいた意見を集約して、今日いただいたご意見もあるので、それはお許しいただいて、この部分はコアになるであろうということで作成しております。いま審議をお聞きしております、当然これでは不十分である、あるいはこの部分は審議、それからこちらからの答えの中で除いてもいいかという過不足の部分はありますが、ひとまずたたき台としてご覧いただければと思いますので、お配りしてよろしいですか。</p>
会長	<p>いま環境課長が言われましたのに、まだまだ不十分で、特にいま最後のほうでいろいろご意見をいただきましたように私も同感なのですが、環境先進都市と言っているのだから、それにふさわしい施策というのが常識だと思います。それに逆行するようなことがあってはならないと思います。道路とか車ありきというのは、いちばん問題ではないかと思うわけです。環境アセスの報告書を見ても、どちらかという機械的に書いて、結論がわかっていて書いているというか、そのぐらいに感じてしまいます。私もアセスについては絶えず疑問を持っていて、新宿の環境審議会などもやったり、あるいは</p>

	<p>都市計画審議会をやっているのですが、ああいう副都心の形成というのはもうありきでどんどん出てくるし、予測の方法が間違っているとしてもそのまま行ってしまうというやり方をとりまして、よく言われる「合ワスメント」でしかないの、その辺は信用していないのです。</p> <p>思い出すのは広島県に呉市があります。それで、道路屋さん和随分議論しまして、道路というのは走るだけの量がないではないか。あそこにクリーク的な小川がありまして、そこにずっと斜面の緑地があるのです。斜面と結び付いた道路用地があるのです。それを全部緑地にしてしまったのです。道路をなくしてしまったのです。それが20年前です。道路屋さんにしたら喧々諤々、「私たちだって、よく欧米で言われる分離帯を作りたいんだ」とか、「いや、違うんだ」と。こっちにしたら、それこそいまで言えば生態系とかいろいろありますが、私が委員長で、喧々諤々やり合って、それを全部公園にしたことがあるのです。だから、そういうのをいろいろ思い出しているのですが、情けなくなるような環境影響評価書案だと思います。ですから、そういうことも加えて、前文等でアセスの位置付けとか意味とか、そういうものをわかっていたいただきたいと思います。</p> <p>日本の大学教育の悪口になるのですが、工学部系というのは、生物とか生き物とか、そういったものを何にも教わっていないし、それまで高等学校でも生物系というのはあまり得意でないし、興味がないからというのが多いです。だから工学部系に行く。そういう意味で、理解してもらおうのは大変なのです。そういう人たちにも環境というものを実社会で勉強してもらいたい。そのために、これに対してのいろいろな率直な意見というものもお出ししていきたいと思っております。</p> <p>これはあとで審議されるのかもしれないのですが、改良事業と言われる高井戸西のほうの、いまの放射5号とつながっている部分ですが、このことについて環境調査書をいただいています。これについて、質問なり意見を申し上げる場所がまた別にあるのか、それを含めて改良・改善事業について申し上げたいことがあるのですが、これは別の審議になるのでしょうか。</p> <p>その前に補足させていただいてよろしいですか。いまご覧いただいている案というか、案以前のたたき台、それもいただいたご意見から中核的な部分で、これだけは欠かせないだろうというところを、事務局の判断で恐縮ですが、載せております。実際には、今日いろいろ議論いただきまして、そもそも総合環境アセスメントが行われたときに、施行審査会の意見の中にも、環境と調和した経済開発とかいう考えではなくて、もう環境を先に考えなければならないという考えが出ておりました。</p> <p>施行審査会は行政そのものではありませんが、基本的には環境局長の審査意見書も、それに沿ったものであったはずなのです。ですから、先ほどから委員の皆様から出ていた車ありきより人もあるというような考え方は、今回の意見の前文の部分として、そういう考え方は載せていくべきものであると思います。ただ、最終的に区長が意見書として出した場合には、前回の計画書案に対する載せ方でもおわかりいただけるように、それぞれの評価項目に対して区長からこういう意見があったと。それに対してこう考える、というような扱いになってしまうので、仮に区長の意見書にあまり格調高く前文を書いたとしても、それは事実上表に出てこない。なので、極力意見は各項目立てで、審議会として一致した意見については考え方も含めて項目で書かせていただくということが必要かと、今日審議を聞いて感じておりました。</p> <p>これをご覧いただいて、例えば水循環の所で道路幅員の問題が出てきましたが、今日の私どもからの答弁でも、都市計画緑地であることがはっきりしていますので、場合によっては道路幅員のことについては触れなくてもいいのかと考えております。</p>
F 委員	
環境課長	

F 委員	<p>それから、その他の所ですが、環境審議会の意見として触れておくということであればそれで結構ですが、(2)で計画そのものに対する改変を求めていくという意見があって、この辺りの扱いはいかがかと思っているところです。あとご意見があれば、項目ごとにでもいただいて、全体的な考え方は今日の意見を基にして、会長ともご相談のうえ記載したいと思います。</p> <p>いまのお話で大体わかったのですが、3の水循環について、もしこの項目を外すとすれば、少なくともこの玉川上水については歴史環境保全地域として残すものということが、いままでの評価書の中で全然出ておりませんので、お願いします。この点について影響がないとすれば、これは将来とも道路があって緑地があったにしても、歴史環境保全地域として残していただくようお願いしたいと思います。</p> <p>もう1つ、先ほどの高井戸西1丁目から久我山2丁目の改良事業の一環なのですが、これについて3月14日に説明会があったときに私も行ったのですが、歩けない危険な状況なのです。富士見台の駅から向こうに抜けるまで、本当に歩けない。身をよけないと、車が通ってきて渋滞していて歩けない生活道路なのです。さらに車道が整備された場合には、あそこはどういうことになるのか。まして平面的な踏切もありますので、車が渋滞して、富士見台の駅がふさがってしまった場合に、おそらくいまの平面交差の場合には、井の頭線自体の事故とか、大人の私でさえ電柱の後ろに下がってないと通れない状況ですから、子供なんかはおそらくみんな通れないです。特にご婦人なども身をよけて車が通りすぎる、渋滞の解消を待つ以外ないので、これについては改良事業の周辺の生活道路についても十分改善しなければ、幹線道路だけ改善するという点については住民の方々は納得できないと思うのです。この点を申し上げたいと思います。</p>
K 委員	<p>この評価書の中で、保存するという点について、その面積だけ保存するからいいのではないかという発想が底流にあるわけです。これは非常に詭弁だと思うのです。道路で囲んで保存の孤島にしてしまって、周りとの関係を全部断ってしまったというようなことで、保存したことにはならない。この保存というのは植生であるとか、生物であるとか、そういうことが保存されないと保存したということにならないと思うのです。単に物理的に面積を確保したりというのは非常に詭弁であると思います。</p>
会長	<p>ほかに是非ここだけはということで、ご意見はありますか。これは事前にいただいた意見を中心に書かれていますから、今日の意見をまとめて肉付けして皆様方にお配りして、意見をいただいて私に一任という形で最後はまとめさせていただきたいと思います。事務局、そういうことでよろしいですか。</p>
J 委員	<p>いま道路で囲んでというお話がありましたが、先ほど事務局のほうから、その他で検討するというか、載せるかどうかというお話がありました。これはどなたかのご意見だと思うのですが、玉川上水の両側に道路を作るのではなくて、片側という修正的なものを載せる、載せないという行政の考えはわからないのですが、そういうことがもし載せられるのであれば、1つの形として載せていただければいいかと思いました。</p>
環境課長	<p>あくまでも環境審議会としての意見ですので、私どもがこれは載せられる、これは載せられないと申し上げるものではありません。ただ、現在60mで計画されているわけなのですが、その前の幅員50mというのは37年前に決定されて、そこにお住まいの方々というのは、いずれここが道路になるのだということをご承知のうえでお住まいになってきたということもあります。いま、にわか片側に上下車線という話になると、そういうことが全く白紙になってしまうということになりますので、意見として書くということについては何の支障もないのですが、どれほど現実かということになると、果たして杉並区環境審議会の意見として項目にすべきかどうかというのは、またご判断していた</p>

<p>会長</p>	<p>できればと思うところです。</p> <p>時間を延長させていただいて失礼しました。先ほど申しましたような手続で、今後進めたいと思いますが、ご了解いただけますか。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。</p>
<p>環境課長</p>	<p>「その他」ということで、環境課長からお願いします。</p> <p>時間が押していますので簡単に申し上げます。前回の環境審議会でも少し触れさせていただきましたが、いわゆる環境美化条例、清潔で美しい杉並区をみんなで作る条例を、先の議会で全面改正させていただきました。本来、環境美化に関することですので、もう少しいろいろなご意見をいただかなければいけなかったのですが、今回犯罪の未然防止の観点の生活安全条例の性格を合わせ持つということで、区役所の中の話ですが、区民生活部という部署と連携しながら検討して、上程させていただいたものです。先に各委員には条例案として送付いたしました。今回の特徴は路上禁煙地区、あるいは生活安全環境美化推進モデル地区というものを地区指定をさせていただける制度としたこと。</p> <p>その中では、違反行為に対しては、この種の条例で杉並区としては初めて罰則の規定を置きました。ただ、罰則規定につきましては、当面は路上禁煙地区を指定した場合でも、職員が現地に出て個別の注意、PRをさせていただいて、そのことでどれだけ成果が挙がっていくか。むしろ、そこで成果を挙げていきたいと思っておりますので、条例としては12月に施行されますが、その時点では罰則規定を適用いたしません。私どもの地元地域での訴え、あるいは区民の皆さんの理解を得て成果を挙げていきたいと思っております。</p> <p>生活安全環境美化推進モデル地区については、これもこの種の条例では初めて罰金、つまり刑事罰の規定を置いております。これは必ずこういう地区を指定するときには、地域の方々との話合いで、むしろその地域の方々に支えていただく地区と考えておりますので、その中で生活環境を著しく害するような行為については罰則規定を置いたという趣旨です。これも、施行後直ちには適用されない、施行されないということで、どちらかと言えば路上禁煙地区のほうを先行させて実施することになると思いますが、この条例案を広報で公表したあと、いくつかの地域から「是非、路上禁煙地区に指定してほしい」という意向をいただいております。今後、そういう所と相談をして、地区の仕組み等を十分理解したうえで了承いただけるのであれば、そういう地区に指定して進めてまいりたいと思っております。経過につきましては、また審議会に逐次ご報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。私のほうから簡単な報告なのですが、昨日隣の阿佐中で、杉並区教育機関のISO14001の取得の認定書の授与式がありました。正確には2月14日に取得しているのですが、セレモニーとして阿佐中で昨日行われました。本格的にISO14001を取得してというのは、日本で杉並が初めてではないかと思えます。ずっと作業してくださった日本品質技術機構という会社の方が言われていましたが、「世界にも稀に見る精度の高いものだ」と、会社で言われているからどんなものか知りませんが、そういうお話でした。どうもありがとうございました。</p>
<p>環境課長</p>	<p>今回は、5月27日(火)の午前中で用意いたします。時間、場所につきましては後ほどご連絡申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>長時間にわたり、熱心にご討議ありがとうございました。これをもちまして、第12回環境審議会を終了させていただきます。</p>